

平成 22 年 3 月 30 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番3号 イー・ギャランティ株式会社 代表取締役社長 江藤 公則 (コード番号:8771)

問合せ先: 常務取締役 馬場 豊吉 電話番号: (03) 5447-3577

取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年3月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条 及び第240条の規定に基づきストック・オプションの実施等を目的として、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役に対するストック・オプションの発行は、平成 20 年 6 月 24 日開催の第8回定時株主総会において「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」として承認された新株予約権の個数、内容および金額の総額の範囲内で行うものです。

記

- 1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由 当社の取締役(社外取締役を除く)の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め ることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであ ります。
- 2. 新株予約権の内容
- ① 新株予約権の割当てを受ける者 当社取締役(社外取締役を除く) 3名

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 200株

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由 が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権の総数

200 個

新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、2.②に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

④ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。ただし、有利発行には該当しない。

⑤ 新株予約権の割当日平成22年4月15日

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により 交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。) に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.2を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式 により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額

〈 _________ 株式分割・株式併合の比率

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行新規発行株式数又は
処分する自己株式数行使価額又は
1株当たり処分金額株式数 +1株当たり時価

調 整 後 ₌ 調 整 前 、 行使価額 ⁼ 行使価額 ^{*}

既発行株式数+新規発行株式数又は処分する自己株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式 の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額 の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うこと ができるものとする。

⑦ 新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月15日から平成30年4月14日まで

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- i. 任期満了により、取締役または監査役を退任する場合
- ii. 取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
- iii. 任期途中で、取締役を退任した場合
- 2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
- 3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に 定めるところによる。

- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の 金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるもの とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1) 記載の資本金等増加限度額から上記1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩ 新株予約権の証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

⑪ 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

① 新株予約権の取得事由

- 1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式 交換についての株式交換契約もしくは株式移転契約が当社株主総会または取締 役会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が上記2. ⑧に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.②に準じて決定する。
- 3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記2) に従って決定 される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 4) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- 5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(4) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が ある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上